

平成23年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(企画総務局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成24年2月6日(広島市監査公表第4号)
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成27年3月27日(広調分第21号)
- 4 監査のテーマ  
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

有価証券・出えん金 公益法人制度改革への取組(出えん金) 広島市出資法人の抜本的改革について(所管課:企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>今回の公益法人制度改革に当たり,広島市と「純資産額300万円以上の保持」の観点から検討が必要となった法人は,組織及び事業内容について一定の見直しを行っている。その上で広島市は将来,純資産額が300万円未満となる懸念がある法人に,広島市の所有する不動産を現物出資し純資産額を300万円以上に保持することを予定している。</p> <p>当該法人の現在の事業内容,コスト構造や広島市からの委託料等の条件に鑑みて,事業による利益を計上することが困難な場合,現物出資により純資産額の増加を図ることは広島市の対応として理解はできる。ただし将来,追加負担が生じる場合は,広島市において新たな負担が生じる事項となるため,公益法人制度改革の趣旨を踏まえた上で,さらなる抜本的な法人の存在意義,事業内容及び事業構造の見直しを行い,広島市の負担の軽減を図ることが望ましい。</p>	<p>本市では,公益法人制度改革への対応に当たり,本市の指導調整団体として位置付けている財団法人及び社団法人について,平成22年9月に「本市公益的法人における国の公益法人制度改革への対応方針」を取りまとめている。この方針の取りまとめに当たっては,将来的に本市の追加負担が生じないように,法人ごとに純資産額の推移を長期的に見込んだ上で,公益財団法人等への移行に係る課題及び移行時期並びに新法人の形態を整理している。</p> <p>平成26年4月1日付けで全12法人の公益財団法人等への移行手続を終えたところであるが,この移行手続に当たっては,将来を見据えて,上記の方針に必要な見直しを図りつつ,移行を実現してきた。</p> <p>今後も引き続き,将来的な本市の追加負担が生じることのないよう,各法人における必要な見直しを進めていく。</p>

平成 2 5 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 都 市 整 備 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 6 年 2 月 3 日 ( 広島市監査公表第 2 号 )
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 7 年 3 月 2 4 日 ( 広都整第 1 6 0 号 )
- 4 監査のテーマ  
財政援助団体等に対する負担金, 補助及び交付金, 委託料の支出等に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

一般財団法人広島市都市整備公社 ( 補助事業に係る補助対象経費及び事業成果等の明確化について ) ( 所管課 : 都市整備局都市整備調整課 )	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>(1)ア 市が作成した補助金交付指令書には, 「この補助金は, 財団法人広島市都市整備公社が行う公社事務の総合調整, 学校建設に関する事業の経費に充てるもの」と記載されているが, この「公社事務の総合調整に関する事業」に対する補助の公益性や事業等の目的 ( 公社事務の調整が何を目的とするのかなど ) が不明確であり, 公社事務の調整の具体的内容も不明であることから, 客観的に見て「公益上必要と認める」かどうかの判断根拠が不明確であると考えます。</p> <p>イ 例えば, 広島市公益法人等職員互助会 ( 以下「公益互助会」という。 ) に対する助成金が補助対象経費とされている。この公益互助会は, 市設立公益的法人等の職員を対象に福利厚生に関する事業を行っている任意団体であり, 事務局事務は公益互助会から委嘱を受けた本団体の職員が行っている。その財務状況を見ると, 特定資産約 9 千万円を含む 1 億 5 千万円余の正味財産を有している。</p> <p>公益互助会に対する助成金が, 「公社</p>	<p>(1)ア 監査の意見を踏まえ, 本補助金の補助の目的, 充当できる経費などを明確にするため, 次のとおり, 公益上の必要性の観点から再検討を行った。</p> <p>本補助金の交付理由の中の「公社事務の総合調整に関する事業」に要する経費については, 「事務局経費」, 「公益互助会への運営補助経費」, 「広島市関係団体の監査補助経費」の三つに区分される。</p> <p>まず, 「事務局経費」とは, 一般財団法人広島市都市整備公社 ( 以下「公社」という。 ) の職員の人件費等の内部管理に要する経費のことである。</p> <p>この点, 公社は, 本市の施策の推進に当たり, その多くを補完・代替する重要な役割を担っているため, その安定的な事業運営を確保させることが市政運営上においても不可欠である。よって, 公社の安定的な事業運営の確保を目的として当該経費を補助対象とすることは, 公益上の必要性があると判断される。</p> <p>イ 次に, 「公益互助会への運営補助経費」とは, その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有する公益的団体 ( 以下「本</p>

事務の総合調整」に当たるとしても、公益互助会の福利厚生事業はあくまで法定外の福利厚生であること、公益互助会の財務状況等を総合的に勘案し、補助対象経費とするかは、公益上の必要性等を十分検討する必要があると考える。

ウ また、本団体の常勤監事のうち2名は、他の市設立公益的法人の監事に就任している。この常勤監事の業務補助のため、本団体職員が4名従事しており、これら職員の人件費も補助対象経費とされている。しかし、財団法人広島市都市整備公社寄附行為、平成25年4月1日以後の一般財団法人広島市都市整備公社定款等において、このように他団体の監事業務補助を行う旨の記載はない。

こうした中で、2名の監事及び4名の監事補助業務従事職員の人件費は全て本団体が負担している。そして、その経費は全額が補助対象経費となっているが、寄附行為又は定款に業務が位置付けられていないことなどから、客観的に見て、交付の条件における「公社が行う公社事務の総合調整」に係る経費とすることは困難であると考えられる。

エ 以上のことから、市は、本補助金の交付に当たり、補助の目的、充当できる経費及び補助率を明確にすることが望まれる。

(2)ア 補助金交付申請及び事業報告における収支予算書及び決算書を見ても、事業別支出科目別の財源内訳は明確にされておらず、補助対象経費と対象外経費が判別できない。

事業計画書及び事業報告書を見ると、活動内容は記載されているが、活動の結果、どのような成果があったかについては記載されていない。

この記述内容では、補助金の充当状況

市関連公益的団体」という。)の職員を対象に福利厚生に関する事業を行っている公益互助会の事務局を公社が担っているため、その運営に要する経費のことである。

この点、公益互助会の福利厚生事業は、本市関連公益的団体の職員の生活を安定させ、その職員が安心して業務に専念することにより、業務能率を増進させることをその目的とするものである。これにより、ひいては本市関連公益的団体の業務の円滑な実施が確保され、それを通じて本市の諸施策の推進が図られる。よって、当該経費を補助対象とすることは、公益上の必要性があると判断される。

なお、事業主負担率の引き下げに伴う財源の減少等により、公益互助会は単年度収支がマイナスの運営となっている。加入会員の年齢構成からもこの状態は20年から30年は続く見込みであり、今後は、特定資産を取り崩して運営して行かざるを得ない状況である。上記目的を踏まえ、公益互助会の事業を将来にわたって安定して推進していくためには、将来に備えた資金の確保も必要であることから、当該経費を補助対象とすることは、公益上の必要性があると判断される。

ウ 最後に、「広島市関係団体の監査補助経費」とは、公社の常勤監事の2名が、他の本市関連公益的団体の監事に就任し、公社の補助職員の4名と共に当該団体の業務監査を実施することに要する経費のことである。

この点、公社は、本市関連公益的団体の中核に位置し、指導的役割を担う団体であり、本市の指導・調整の下、本市の職員として豊富な行政経験を有し、かつ、公益的団体の会計等の事情に精通した者を常勤監事として2名選任した上で、当該監事に他の本市関連公益的団体の業務監査を併せて行わせることにより、当該団体の適正な業務執行の確保を図っている。本市と本市関連公益的団体との関係を考えると、本市関連公益的団体の適正な業務執行を確保することが本市の諸施策の適正な実施につなが

の検証及び具体的な費用対効果を検証することは困難であるとする。

イ このため、事業計画書には、具体的な実施内容や数値目標等について記載するとともに、事業報告書には、事業の成果や目標の達成状況及びその分析結果等も記載するよう本団体に対して指導することが望ましい。

るものであり、当該業務監査の実施は、市民福祉の増進と本市の発展に寄与するという公社の目的を達成するために必要な事業（公社の定款第4条第6号に該当）の一環として位置付けられるとともに、これに要する経費を補助対象とすることに公益上の必要性があると判断される。

エ 以上のとおり、当該三つの経費に本補助金を充当することについては、いずれも公益上の必要性があることを明確にした。

そして、平成25年度の補助事業等実施報告及び平成26年度の補助金交付申請からは、経費の内容を当該三つに区分させた上で、それぞれの実施内容及び公益性についての記載をさせることとした。

なお、本補助金は、事業収支の不足分に対する補助であることから、あらかじめ、補助率を明確にすることは困難であるが、平成26年度の補助金交付申請から、各経費に充当する補助金額を明確に記載させることとした。

(2)ア また、補助金交付申請における資金収支予算書及び資金収支計算書における「公社事務の総合調整」に関する支出区分についても、従前の「一般管理費支出」のみの区分から、「事務局経費等支出」、「監査補助経費支出」、「公益法人等職員互助会運営補助支出」の三つに区分させ、支出区分ごとに支出科目別で金額の把握ができるようにさせた。そして、各支出科目の財源内訳についても、人件費部分だけでなく、物件費部分も確認できるような形でその記載をさせることとした。

イ さらに、平成26年度の事業計画書から、そこに事業ごとに具体的な実施内容や公益性についての記載をさせ、加えて、平成27年度と同計画書からは、管理運営業務など数値目標の設定になじまないものを除き、そこに数値目標を記載させることとした。そして、平成27年度の補助事業実施報告書から、当該数値目標の達成状況等を記載させることとした。

平成 2 5 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 都 市 整 備 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 6 年 2 月 3 日 ( 広島市監査公表第 2 号 )
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 7 年 3 月 2 4 日 ( 広都整第 1 6 1 号 )
- 4 監査のテーマ  
財政援助団体等に対する負担金, 補助及び交付金, 委託料の支出等に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

一般財団法人広島市都市整備公社 ( 駐車場運営に係る公有財産貸付の検証及び見直しの検討について )

( 所管課 : 都市整備局都市整備調整課, 住宅部住宅政策課 )

監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
<p>(1) 一般財団法人広島市都市整備公社 (以下「公社」という。) は, 市から土地及び設備を無償で借り, 2 箇所の駐車場 (以下「本件駐車場」という。) を運営している。本件駐車場の運営に当たり, 平成 2 3 年度までは収支差額を貸付料として市に納入していたが, 平成 2 4 年 3 月に変更契約が結ばれ, 平成 2 4 年度納入分から市への納入額は収支差額の 2 分の 1 となっている。この変更理由を見ると, 当該変更は, 公社の経営改善を目的としている。</p> <p>本件駐車場経営に伴う公社の収入は, 事務局経費の財源となっており, 実質的に市からの財政的支援の側面があるため, 市は, 公益上の必要性の観点から, 支援の必要性や用途について検証することが望まれる。</p> <p>(2) なお, 本件駐車場については, 暫定的な利用といいながらも, 既に 2 0 年が経過しているため, 市は, 本件駐車場周辺の状況や利用状況, 民間業者の状況等を踏まえた上で, 貸付方法及び相手方の見直しについても検討することが望ましい。</p>	<p>(1) 公社は, 本市の施策の推進に当たり, その多くを補完・代替する重要な役割を担っているため, その安定的な事業運営を確保させることが市政運営上においても不可欠である。よって, 公社の安定的な事業運営を確保させるために必要な範囲内において, 公社に対して財政上の支援措置を行うことは, 公益上の必要性が認められる。</p> <p>この前提の下, 本件駐車場の土地及び設備の貸付料の減額措置については, 以下の理由により公社が厳しい経営環境に置かれていることを踏まえ, 当該措置による収入を事務局経費に充当させることにより, その安定的な事業運営を確保させるために行っているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市からの委託等による本市公共施設の管理運営を公社の収入源の柱としている中で, 当該施設の管理に関して指定管理者制度が導入されたことにより, 公社の設立時からの事業運営の枠組みが激変し, 安定的な収入の確保が困難となったこと。</li> <li>・ 本市の指導・調整の下, 平成 2 3 年 4 月に, 多額の負債を抱えた旧財団法人広島市環境事業公社について, その実施事業の存続や合併による全体経費の削減・事務の効率化を図るため, それを公社に吸収合併させたことにより, 公社がその負債 ( 5 億 9 0 0 万円 ) を</li> </ul>

引き継ぐ結果となったこと。

なお、今後も引き続き当該措置を行うことの必要性の有無を見極めていくため、平成26年度からは、本件駐車場経営に係る公社からの前年度分の報告に際して、公社の決算及び会計に関する資料を添付させることにより、当該措置による収入を事務局経費に充当していること、及び他に適当な自主財源がなく当該措置が必要であることを検証していく。

さらに、こうした各年度報告に基づく検証に加え、公社の中期的な経営見通しに関する資料を適宜提出させることにより、当該措置がなければ公社の安定的な事業運営の確保が困難であることを継続的に検証していく。

- (2) また、本件駐車場の土地の貸付方法及び貸付けの相手方については、次のとおり、いずれも見直しが困難である。

本件駐車場の利用状況やその周辺の状況を確認したところ、本件駐車場の利用率は90%程度と非常に高い上、周辺の民間駐車場等の空き区画が少ないため、本件駐車場の需要を他の駐車場で代替することは困難である。また、本件駐車場の周辺地区については、新規の開発等の予定はなく、現在の状況からの大規模な変化が見込まれない。

このため、今後とも本件駐車場を存続させる必要性があると判断される。

さらに、その貸付けの相手方については、上述のとおり、公社が厳しい経営環境に置かれていることを踏まえ、本件駐車場を引き続き公社に経営させることによりその安定的な事業運営を確保させることが、公益上の必要性もあり、妥当である。

なお、今後の公社の事業運営を取り巻く環境の更なる変化の発生等により、公社の在り方を抜本的に見直す必要性が生じた際には、その見直しの中で本件駐車場の運営の在り方についても検討していく必要があると考えている。

平成 2 5 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 水 道 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 6 年 2 月 3 日 ( 広島市監査公表第 2 号 )
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 7 年 5 月 1 2 日 ( 広水財第 1 6 号 )
- 4 監査のテーマ  
財政援助団体等に対する負担金, 補助及び交付金, 委託料の支出等に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市水道局職員互助会 市民に対する福利厚生事業に関する公表内容等の充実について ( 所管課 : 水道局人事課 )	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
市は, 毎年度, 地方公務員法及び市条例に基づき, 人事行政の運営等の状況を公表しており, その中で, 本団体の概要について公表している。 現在, 市が公表している内容は, 地方公務員法及び市条例に基づいたものといえるが, 他市を見ると, 福利厚生事業の詳細な内容を公表している事例も見受けられる。 また, 本団体にはホームページがなく, 事業報告書及び決算報告書等は公表されておらず, 市民がその内容を把握することは困難であると考ええる。 市は, 本団体に対する助成金に係る事業内容等の公表に当たって, 他市の事例等を参考に, より詳細な情報を公表するなど, 市民が理解しやすいよう, 公表内容を充実させることが望まれる。	平成 2 7 年 3 月, 広島市水道局ホームページ内に本団体のページを作成し, 本団体の予算書及び決算報告書等を掲載するなど, 公表内容の充実を図った。

平成 2 2 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
( 教 育 委 員 会 )

- 1 監査結果公表年月日  
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日 (広市教施第 1 1 9 号)
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

未利用地について 新宮幼稚園予定地 (所管課：教育委員会事務局施設課)	
監 査 の 結 果 の 要 旨	措 置 の 内 容
<p>宅地開発により開発業者から市立幼稚園用地として寄附を受けた土地であるが、寄附を受けてからほぼ未利用のまま 3 0 年以上が経過している。</p> <p>園児数が減少し、市立幼稚園定数充足率が低下している現状では、市立幼稚園用地としての利用は見込めないことから、行政財産の用途廃止を行い、法第 2 3 8 条の 2 第 3 項により所管換えし、貸付け又は売却を検討する必要がある。</p>	<p>宅地開発に伴い市立幼稚園用地として寄附を受けた土地であるが、長年の間未利用となっていた。</p> <p>当該地について、幼稚園や保育園用地又は他の公共施設での利用ができないか、指導第一課や保育課などに照会したが、利用希望はない状況であった。</p> <p>以上の結果を踏まえ地元へ、今後当該土地を売却する方針である旨説明したところ、平成 2 4 年 4 月に地元の理解が得られたことから、土地の測量を行う等売却に向け事務を進め、平成 2 5 年 4 月に財政局管財課へ売り払いの依頼を行った。</p> <p>当該地について、売却の目途がついたとして、平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日付けで財政局管財課から所管換への依頼があり、同月 2 4 日付で所管換えを行った。(管財課は、平成 2 6 年 1 月 1 0 日に売買契約を締結した。)</p> <p>なお、幼稚園用地として利用が見込めないにもかかわらず、その名称が残っており、地域に誤解を与えるおそれがあることなどを考慮して、平成 2 5 年 2 月 1 8 日に財産名称を「矢野東三丁目市有地」に変更した。</p>